

松田町パートナーシップ宣誓制度を創設しました

☎ 福祉課 福祉推進係 ☎ (83) 1226



10月1日より

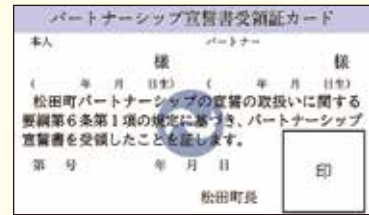
「松田町パートナーシップ宣誓制度」を創設しました。

この制度は、性的マイノリティの方を始めとして、さまざま

な事情により婚姻制度を利用できずに、悩みや生きづらさを抱えているカップルが、お互いが人生のパートナーであることを宣誓し、町がその事実を認めるものです。

法律上の婚姻とは異なり、宣誓を行った当事者に法的な権利や義務が発生するものではありませんが、制度の導入によって、誰もが自分らしく暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものです。

また、本制度は宣誓後に他の自治体へ転出する場合には、受領証を返還する必要がありますが、南足柄市と大井町と相互利用の協定を締結しましたので、3市町間では手続きが簡略化され、受領証などをそのまま使用できます。



宣誓書受領証カード(見本)

性的マイノリティとは

同性が好きの人や自分の性別に違和感がある人など、典型的とされない性的指向や性自認を有する方々の総称です。それぞれの頭文字をとって「LGBTQ」などの略称で呼ばれることもあります。

Lesbian (レズビアン)	同性を好きになる女性
Gay (ゲイ)	同性を好きになる男性
Bisexual (バイセクシュアル)	同性も異性も好きになる方
Transgender (トランスジェンダー)	心の性と体の性が一致しない方
Questioning (クエスチョニング)	自身の考えが定まっていない方

宣誓の手続き (※詳細は町公式サイトをご覧ください)

宣誓日を予約(5日前まで)の上、町職員の面前において、パートナーシップ宣誓書を自ら記入し、必要書類を添えて

提出していただきます。要件に該当する場合には、宣誓書受領証などを交付します。

松田町は平成29年10月にエイジフレンドリーシティに参加承認されました。エイジフレンドリーシティとは世界保健機関(WHO)が2010年に立ち上げた、高齢者に優しい地域づくりに取り組む自治体などの国際的なネットワークのことです。参加市町の紹介として町の取り組みと町内の自主グループ『松田いきいき元気の会』の活動が県公式サイトに掲載されました。



☎ 福祉課 高齢介護係

☎ (83) 1226

火曜体操会

高齢者に優しい地域づくりが県の公式サイトで紹介されました



ひまわり健康教室

